

多賀城市消費生活 わかからず 版 第4号

消費生活相談窓口とは

消費生活相談窓口には専門の相談員がおり、悪質商法の被害や契約・取引のトラブルなど消費生活に関する相談や苦情をお聞きし、問題解決に向けた助言やあつせんを行っています。相談は無料で、予約は不要です。来室と電話で対応しています。

身近に迫る 悪質詐欺

消費生活相談窓口（市民相談室）に寄せられた詐欺の事例等を御紹介します。

保険料が戻ってくる と聞いたのに… （還付金詐欺）

平成26年10月に還付金詐

欺と思われる不審な電話が市内で相次いであります。

還付金詐欺は、犯人が市役所など公的機関の職員を装って電話を掛け、保険料や税金が還付されると偽って電話の相手をA T M（現金自動預払機）まで誘導し、還付の操作と思い込ませて犯人の口座に現金を振り込ませる手口の詐欺です。

市役所など公的機関が電話でA T Mの操作を指示したり、A T Mで保険料等を還付することはありませぬ。「携帯電話を持ってA T Mへ」と言われたら還付金詐欺です。



えっ！裁判所に出廷？… （不審なハガキ）

相談者の自宅に「民事訴訟裁判通達書」と偽ったハガキが届き、そこには「本状を以て、あなたの民事訴訟

提起事実の通達とします。当センターまで至急ご連絡ください。連絡が無い場合は裁判所からの書類通達後、裁判所へ出廷となります。」と書いてあり、不安をおおって連絡させるように仕向けられています。

連絡すると弁護士費用や供託金等の名目で、高額な費用を請求されるので、一切連絡せず、無視してください。

裁判所からの通知は、特別送達」という封書が届きます。不安な場合は届いたハガキを持参の上、市民相談室に御相談ください。

ちょっと押しただけなのに… （ワンクリック詐欺）



パソコンやスマホを操作していたら、いきなり「登録完了画面」になり、高額な請求を受けたたり、サイト側に連絡するように指示さ

れたという事例があります。申し込みの意思がなかったにも関わらず、一度アクセスしただけでサイトに登録し、お金を請求するという行為は問題があります。

ほとんどの場合、誤操作の主張ができますので、お金を支払わずに様子を見ましょう。相手は悪質業者です、自分から連絡をすることは危険です。

パソコン、スマホの操作は慎重に、怪しいサイトには近づかないのが賢明です。

ちょっと押しただけなのに… （迷惑メール）

パソコンやスマホに知らないところからメール（迷惑メール）が届くことがあ

ります。メールに記載されているURL、添付ファイルを開いてしまうと、ウイルスに感染したり、望まない画像が表示され、そこから高額な請求につながる場合があります。

不審なメールは無視してください。返信したり、連絡したりする行為は詐欺業者の思うツボです。絶対にしないようにしてください。

紹介した事例以外にも、詐欺業者に一度お金を払ってしまおうと取り戻すのは極めて困難です。

大切な財産を守るためには慎重な対応が必要です。「変だな？」と思ったら消費生活相談窓口（市民相談室）または警察にご相談ください。

暖房器具の使い方には 十分に「ご注意ください」。

ストーブやコタツなど暖房器具は、使用方法を間違えると火災や火傷などの原因となる場合があります。取扱説明書をよく読み、正しい使い方を守りましょう。

また、流通している製品の中には、欠陥が見つ

「怪しい電話が来た」「頼んでもいないのに商品が届いた」「身に覚えのない請求が来た」など…
困ったときや、おかしいと思ったときは、すぐに下記までご連絡ください。

多賀城市消費生活相談窓口（市民相談室） 市役所 2階
電話：022-368-1141 内線237・238

- 月曜日～金曜日（祝日・年末年始除く） 午前8時30分～午後5時
- 専門の相談員がおります。お気軽にご相談ください。秘密は厳守いたします。

土曜日、日曜日のご相談は、宮城県消費生活センターをご利用ください。
受付時間：午前9時～午後4時 電話：022-261-5161